

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面（7）

令和4年1月17日

東京地方裁判所民事第2部 Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

第一 武漢ウイルスワクチンの危険性

一 治療と予防

- 1 くすりとは、もともと自然界の多くの植物、動物や鉱物などの全部または一部を起源とするもので、さまざまな疾病、炎症、痛み、傷などの治療のためのものであったが、それ以外にも、さまざまな目的と効果のための医薬品が生まれたものの、原則として「治療」の目的のものであった。
- 2 ところが、「治療」ではなく「予防」を目的とするものも広義の医薬品とされ、感染予防や発症予防などのためのワクチンなどや健康維持・増進や体質改善などのためのサプリメント（Supplement）なども登場した。
- 3 しかし、治療と予防とは、その対象の範囲が異なる。治療は特定の傷病者毎であるのに対し、予防は全ての人を対象とする。そのために、営利企業である製薬会社としては、対象範囲が特定の傷病者ごとの治療に限定された医薬品よりも、すべての人を対象とした予防のための医薬品の方が営業的、収益的な利点が著しく大きくなるので、ワクチン開発の利権は増大する。
- 4 そのようなワクチン開発の利権の増大は、世界の金融資本の投資対象となることによつてさらに加速し、それが世界の政治を飲み込んで、世界各国の公衆衛生政策を「治療」から「予防」へと大転換させ、わが国においても、これまでのインフルエンザワクチンや子宮頸がんワクチンなどに危険性があることを無視し続けて普及させてきた政策の延長線として、今回の武漢ウイルスについても、ワクチン接種のみでウイルスが封じ込められるとする製薬会社の受け売りによる「ワクチン一本足打法」といふ思ひ上がった盲信政策を採用して、国家の健全な公衆衛生政策を歪めてゐるのである。

二 免疫機序の誤認識

- 1 そもそも、薬物の働きによつて人工的に獲得できる抗体のみで感染防御や発症防御はできないのである。
- 2 空気感染による感染症の感染を防御するのは、鼻や喉の粘膜であり、発症を防御するのは、ウイルスに感染した細胞や腫瘍細胞により、ウイルスの増殖を抑制するために作られるインターフェロンや NK（ナチュラルキラー）細胞などの働きとして人間に先天的に備はつてゐる免疫機序としての「自然免疫」と、一度侵入した病原体の情報を記憶して再び侵入された時に一早く対処できるやうに学習するヘルパーT細胞やキラーT細胞などによる免疫機序としての「獲得免疫」とがある。
- 3 そのため、人間に備はつた免疫機序は、鼻、喉からの感染侵入の経路を経て自然免疫と獲得免疫に繋げるといふ連携によもので、それを飛ばしていきなり筋肉注射によつて人工的に抗体を形成できるとするのは、免疫機序を無視したもので、そのやうな手法自体に安全性、有効性が満たされてゐるとは到底言へないのである。
- 4 ところが、政府は、その免疫力の強化によつて、感染症に罹患しても重篤化せず死亡しないための健康増進政策を行はず、人間の体内に直接ワクチン接種を行ふことによつて人工的な抗体が安全かつ有益に獲得できるとの根拠のない盲信で感染及び発症を防御しやうとする政策は、免疫機序から大きく逸脱してゐる。
- 5 自然免疫と獲得免疫の強化する政策によつて、国民全体の免疫力の底上げをすることによつて保健防衛ともいふべき集団免疫が獲得できるのであつて、人工的で一時的かつ不安定な抗体だけに着目して、ワクチン接種率が高まれば集団免疫が獲得できるといふのは幻想である。
- 6 現に、これまで第1波から第5波まで拡大と収束の波が繰り返し、さらに第6波が起こつてきたといふ現象は、ウイルスの特質に基づくものであつて、ワクチン効果がなかつた、いはゆるスペイン風邪の場合でも同様なものであつて、ワクチン接種の効果ではないことは証明されてゐる。ワクチンに感染防御の効果があれば、一度感染拡大が収束すれば、それ以後は感染拡大は起こらず、流行の波が立たずに終息するはずである。特に、令和3年7月から急激に拡大し、同年10月までに急激に収束した第5波について、拡大段階ではワクチンの効果が発揮できてゐないとしながらも、収束段階になるとワクチン効果が発揮したとするのは、典型的なダブルスタンダードであつて説得力は全くない。
- 7 拡大段階から収束段階まで、ワクチン接種率に著しい変化はなく、ワクチン接種が感染拡大要因でも感染収束要因でもないことが明らかなのである。
- 8 令和3年11月25日現在のワクチン接種率77.0%であるので、仮に、これが第5波の感染収束要因であるとすれば、令和3年12月末からの第6波が到来して拡大することはあり得ないことになるのであつて、これが令和4年1月から急速に拡大した現実には、ワクチン効果がなかつたことの証左なのである。

三 自然免疫の有益性

- 1 ハーバード大学 (Harvard University) 医学部マーテンカルドルフ (Martin Kulldorff) 教授は、コロナウイルスに直面したとき、人の自然免疫は、ワクチン接種から得られた免疫よりもはるかに有益であると発表した（令和3年9月5日「Harvard study obliterates any argument for covid vaccine passports」）。
- 2 彼は、最近のイスラエルの研究結果（ワクチン2回接種者は自然免疫を有する者と比較して、27倍以上のウイルス感染兆候を示してゐる）を引用して、ワクチン接種は非科学的であり、ワクチンパスポートなるものは非接種者を差別することになりうるとし、また、令和3年4月に、Wall street journal にて、スタンフォード大学教授 (Jay Battacharya) と共に、ワクチンパスポートなるものは社会を害するだけで役には立たないと警告してゐる。

四 感染促進剤となるワクチンの危険性

- 1 ワクチンの危険性については、これまでの主張のとほりであるが、これに加へて、さらに、変異することが常態的な性質の RNA ウイルスである武漢ウイルスは、当然のやうに変異を繰り返し、従来株（第1波）、欧州株（第2波、第3波）からアルファ株（第4波）、そして、デルタ株（第5波）、さらには、令和3年末からのオミクロン株（第6波）へと変異したものがすべて置き換はるやうに感染拡大するウイルスの性質を無視して、イタチごっこのやうにワクチン接種を繰り返す行ふことは余りにも非科学的である。
- 2 それにより、遺伝子操作、遺伝子組み替へのワクチンによる個体の遺伝子への影響とそのアジュバントが体内蓄積することによる健康被害もさることながら、変異する武漢ウイルスにはこれまでのワクチンによる感染予防効果も重症化予防効果は期待できないため、数ヶ月毎に効果が不明な従来株のワクチンを接種し続けるといふエンドレス接種によつて、さらにワクチン禍は拡大する。
- 3 しかも、そのワクチン禍は、以下の重大な懸念を否定できないのである。すなはち、令和4年1月6日付け共同通信社の18:39の配信記事「半数以上が2回接種済み 大阪のオミクロン株感染者」によれば、「大阪府の吉村知事は6日の記者会見で、府内で確認されたオミクロン株感染者のうち約9割は海外渡航歴がなく、半数以上がワクチンを2回接種済みだったとの分析結果を明らかにした。」とある。
- 4 さらに、同月8日付け福島民報の21:17の配信記事「感染者の8割超がワクチン2回接種 福島県8日発表の33人のうち」によれば、「福島県が8日に発表した県内の新型コロナウイルス新規感染者33人のうち、ワクチンを2回接種した人は8割以上を占めていた。全国での感染急拡大の要因となっているオミクロン株はワクチンを2回接種した人でも感染する「ブレイク・スルー感染」を引き起こしており、県はオミクロン株かどうかを調べるため県衛生研究所でゲノム解析を急いでいる。県内では感染拡大の第5波以降、デルタ株による感染が主流だった。昨年12月1カ月間の新規感染者36人についてはワクチン未接種者が7割以上を占め、2回接種者の感染割合は低かった。」とある。

- 5 これらは、調査対象の人数が少ないので、断定的なことは言へないとしても、これがオミクロン株か否かは不明であるものの、PCR 検査陽性反応者の半数以上ないし 8 割以上がワクチン 2 回接種者であるのに対し、それまでの第 5 波のデルタ株流行時には、PCR 検査陽性反応者のうち、7 割以上がワクチン未接種者であり、2 回接種者の完成割合が低かったといふことである。
- 6 従って、2 回接種者の「ブレイク・スルー感染」といふ程度のものではなく、2 回接種したことが感染を誘発することを示してゐることになり、ワクチンは、「感染誘発剤」、「感染促進剤」であるといふことになつて、その意味でもワクチンには危険性があると言へるのである。

第二 特例承認の取消事由

一 政府による危険性の隠蔽

- 1 これまでも主張し、前記第一でも主張したとおり、武漢ウイルスワクチンの危険性については枚挙に暇がないが、それに加へて、さらに以下の点は、その危険性の根拠となるものである。ただし、原告らとしては、危険性の立証責任はなく、被告国が安全性についての立証責任があるので、原告らの主張は、安全でないことの反証として主張してゐるものであることに留意されたい。
- 2 モデルナ製のワクチンについては、かねてより心筋炎、心膜炎の危険が指摘されてゐたが、厚生労働省は、特例承認に際してはこれを指摘せず、大量のワクチン接種を繰り返して数多くの人体実験を実施した末に、やうやく令和 3 年 12 月 3 日、ファイザー製とモデルナ製のワクチンの接種後に、心筋炎と心膜炎について、「重大な副反応」として添付文書に記載することを決めた。
- 3 しかし、これらは、特例承認を行ふ際に当然に知り得た事実なのであつて、国民にこの危険性を意図的に隠蔽したことの証左である。
- 4 特に、モデルナ製のワクチンの特例承認の申請は、令和 3 年 3 月 5 日になされたが、同年 5 月 21 日には特例承認がなされてゐる。これほどの短期間では、十分な安全性の審査ができる筈がない。つまり、危険性を認識しながら、安全性の審査をせずに特例承認を行つたのであるから、いまごろになつて「重大な副反応」を添付文書に記載するのではなく、すべてのワクチンの特例承認自体を取り消すべきなのである。

二 ブレイク・スルー感染

- 1 令和 3 年 7 月 30 日、アメリカ、マサチューセッツ州で発生した集団感染について、米疾病対策センター（CDC）の調査（讀賣新聞オンライン令和 3 年 7 月 31 日 10:29 「米東部で発生のクラスター、感染者の 7.4%がワクチン接種済み…CDC 調査」）によると、感染者 469 人中 347 人（74%）がワクチン接種の完了者であつた。つまり、ワクチンは感染予防効果がないことが明らかとなつた。これをブレイク・スル

- 一感染と呼ぶが、その言葉は、ワクチンは効かないといふ言葉のレトリックに過ぎないといふことである。
- 2 これは、当初において説明されてきた効果効能として感染予防効果があるとする
ことがすべてのワクチンについて否定されたのであるから、すべてのワクチンの効果効能に偽りがあつたことになるので、すべての特例承認を取消すべき事由となる
のである。
 - 3 ワクチン効果については、当初は感染予防効果があるとされたが、イスラエル保健省に提出された数字によると、予防接種を受けたイスラエル人は、自然感染後よりも 6.72 倍感染する可能性が高く、予防接種を受けたイスラエル人の 5,193,499 人のうち 3,000 人以上(0.0578%)が最新の波で感染した。つまり、ワクチン接種した人は、接種しなかつた人よりも、6.72 倍多く感染するので、感染予防効果どころか感染推進効果があるといふことである。
 - 4 また、イスラエルでは、令和 3 年 7 月 4 日までにワクチン適合者の 78 パーセント以上がワクチンを接種してあるが、7 月から 8 月の第一週にかけて、徐々にコロナ感染と思はれる患者が増加してある。

Dr. Kobi Haviv は、News Israel 13 に次の報告をしてある。重症患者の 95 パーセントは少なくとも一回のワクチン接種を受けてある。入院患者の 85~90 パーセントは二回の接種を受けたものである。ワクチンの効果は減衰してある。これと類似の現象は、シンガポール、シドニー、ジブラルタル等で発生してある。特に、ジブラルタルでは、ワクチン適合者の 99 パーセントがワクチン接種してあるにもかかわらず、一日当たり 2500 パーセント患者が増加し続けてあるのである（令和 3 年 8 月 12 日「95% of severe patients in Israeli hospitals are vaccinated, warns doctor –NaturalNews.com」）。
 - 5 ところが、ワクチンの感染予防効果が否定されると、今度は重症化予防効果があると製薬会社が言ひ出して、それを政府も無批判に追随したが、その明確なエビデンスは全く存在しない。
 - 6 また、イスラエルのテルアビブ大学（Tel Aviv University）研究者によるワクチン接種者と非接種者との比較研究（令和 3 年 9 月 5 日「Bombshell” Israeli study finds natural immunity from previous COVID-19infection vastly superior to vaccination」）によると、76000 人を 3 グループ（①2 回ワクチン接種した人、②1 回接種した後に感染した人、③ワクチン接種しないで感染した人）に分け、新しいデルタ株に対して、①に属する人々は③及び②の人々よりも 6 倍以上の感染率があるとのことである。
 - 7 さらに、イスラエル保健省の発表によると、ファイザー製ワクチンについて、令和 3 年 5 月 2 日から同年 7 月 17 日までの重症化予防効果は、98%→93%→91%と漸減してをり、その期間での感染予防効果については、94%→64%→39%と激減してあるのである。
 - 8 従つて、接種の危険性、接種による感染の危険性、効果の非持続性などからして、すべてのワクチンの特例承認は取り消されるべきである。

第三 ワクチン・パスポート発行の違憲違法性

一 ワクチン・パスポートの正体

- 1 ワクチンパスポート、ないしは、ワクチン・検査パッケージと呼ばれるものの発行を受けてそれを所持する者（以下「所持者」といふ。）の特典としては、特定施設への入場と利用、政府が推進する Go To トラベル、Go To イートの優遇的利用と、訪問営業や接客業の従事者として採用される場合における優先的な待遇を受けられることなど、様々な利益を受けられることになる。
- 2 そのことは、非所持者との生活及び職業上の待遇と利便の差別を是認して助長することとなり、非所持者が所持者と同等の待遇と利便を享受して、未接種による解雇、配置転換、職場移動、退職圧力などから逃れて、生活水準を維持するためには、望まないワクチン接種を受け入れざるを得ない状況に追ひ込まれ、実質的に強要されることになる。
- 3 しかし、ワクチンの法的な接種義務がないにもかかわらず、未接種による不利益を回避するために接種することを余儀なくされることは、まさしく接種強制と同じことになる。

二 任意から強制への実質的変更による差別性

- 1 被告国の狙ひは、ワクチン接種は任意であるとする予防接種法の規定を骨抜きにして、平成 6 年の改正以前に戻して強制接種を実施することを目的として、ワクチン・パスポート発行による差別化によつて実質的な強制接種へと運用することであつて、露骨な「運用違法」を犯してゐるのである。
- 2 しかも、その運用違法によつて、所持者と非所持者との不合理な差別を行ふのであるから、違憲無効であるとは多言を要しないところである。
- 3 前記第一の三で述べたとほり、ハーバード大学 (Harvard University) 医学部マーテンカルドルフ (Martin Kulldorff) 教授は、自然免疫は、ワクチン接種による人工的な免疫よりも有益性が遙かに優れてゐる点から、ワクチン接種は非科学的であることを論拠として、ワクチンパスポートなるものは非接種者を差別することになり、有害無益であると結論づけてゐるのである。
- 4 被告国が、ワクチン接種推進政策における権力を行使し、国民に対して生殺与奪の権を握つて、国民に対して完全な優越的地位に立つてゐることは明らかである。そして、このやうな完全な優越的地位によつて支配される国民の側は、まさにホールド・アップ状態に置かれてゐることになる。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独禁法）は、私人間に適用されるものであるが、同法が禁止する優越的地位の濫用は、私人間における私法関係に限定される理由はなく、むしろ、公法関係における法律関係にその法理が類推適用されて当然である。
- 5 その観点からすれば、たとへば、公正取引委員会勧告審決（平成 17 年 12 月 26 日審決集 52 巻 436 頁）によれば、これは、特定の金融機関（メガバンク）と主要な融資取引を行つてゐる中小企業者としては、直ちに他の金融機関に借り換へることが困難であり、そのやうな状態をホールド・アップ状態と認定してゐるのと同様

に、ワクチン政策を推進する政府と原告らを含む国民全体との関係は、国民がホールド・アップ状態に置かれてゐることは明らかである。

- 6 そのやうなホールド・アップ状態に置かれた国民は、ワクチン・パスポートの所持者であつても非所持者であつてもホールド・アップ状態に置かれてゐることに変わりはなく、特に、非所持者は、極度のホールド・アップ状態下に置かれてをり、明らかに不合理な差別とワクチン接種の強要を受けてゐるのである。
- 7 よつて、ワクチン・パスポート、ワクチン・検査パッケージは、その目的と効果において違憲・違法な行為であるから、発行してはならないのである。

三 韓国の情勢

- 1 韓国では、「ワクチンパス」の利用が広がつて、事実上のワクチン接種義務化が加速してゐた（ANN 令和4年1月10日「「ワクチンパス」韓国でも利用広がる事実上の“接種義務化”加速」）。
- 2 しかし、ワクチンパス（ワクチン・パスポート）の有効期限は、接種後180日であり、それが経過すると、再び接種するか、PCR検査の陰性証明書を取得しなければ、飲食店やカラオケ、デパートなどの入店はできず、違反した利用者には10万ウォン、店舗には150万ウォンの罰金が科せられて、接種が義務化されてゐた。
- 3 ところが、この流れに抗するものとして、令和3年末に、ソウル中央地方裁判所民事31部は、韓国教育部（市・道教育監）が施行した小・中学校1次任用試験でPCR検査陽性者であるとの理由で受験を制限された受験生に対し、各1000万ウォン（約96万円）の損害賠償金を支払へとの判決をなした。そして、令和4年1月4日には、ソウル行政裁判所行政8部は、学習塾・自習室・スタディカフェの3種類の教育施設にも防疫パス（ワクチン接種証明・陰性確認制）を適用するといふ政府措置の効力を停止させる執行停止決定がなされた。そして、これらの裁判所の判決・決定文は、新型コロナに関する政府政策が憲法に規定された国民の基本的な人権を侵害することを指摘してゐるのである（中央日報日本語版令和4年1月13日14:26配信「【コラム】防疫パスをパスせよ＝韓国」）。
- 4 さらに、令和4年1月14日には、ソウル行政裁判所行政第4部は、医療関係者や宗教家ら1023人が保健福祉部長官、疾病管理庁長、ソウル特別市長を相手取り起こした執行停止（効力停止）申し立てのうち、ソウル市内にある広さ3000平方メートル以上の商店・大型スーパー・デパートに適用されている防疫パスの効力と、12～18歳に対しては17種の施設のすべてで3月1日から施行予定だった防疫パスの効力を停止する設定をなしたのである。
- 5 このやうに、韓国における司法判断は、わが国においても通用しうるものであり、著しく全体主義義国家化した文在寅政権においても、司法の一部はその独立を維持してゐることをわが国の司法も見習ふべきである。